相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市下赤江町一丁目一三番、最後の住所富山県富山市稲代一〇二三番地　あゆみの郷　被相続人　亡　幸村　義信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二日

富山市西田地方町二―一二―一　澤田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　廣野　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市杉田一〇〇七番地一一、最後の住所静岡県富士宮市杉田一〇〇七番地の一一　被相続人　亡　佐野　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二日

静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号小長谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石野　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区三津屋南一丁目二一番地、最後の住所大阪府大阪市淀川区三津屋北一丁目二七番六号　被相続人　亡　山本　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県板野郡板野町大寺字平井四番地四、最後の住所大阪府八尾市志紀町南四丁目二一五番地　被相続人　亡　加藤　誠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二日

大阪府大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館一〇階

相続財産管理人　弁護士　森平　尚美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡北谷町字北谷一〇〇〇番地、最後の住所鹿児島県大島郡喜界町大字坂嶺一九〇八番地　被相続人　亡　名嘉眞朝昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二日

鹿児島県大島郡喜界町大字湾一九五番地

相続財産管理人　武田　秀伸

公示送達

佐賀都市計画事業兵庫北土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和二十九年五月二十日法律第百十九号）第百三条第一項の規定による佐賀都市計画事業兵庫北土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を左記二のとおり公告します。

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　不明

氏名　今村　ツタ

住所　佐賀市兵庫町大字藤木四四八番地一一

氏名　小柳　ツネ

住所　佐賀市材木町一四七番地

氏名　福井　定太

住所　佐賀郡兵庫村大字藤木九

氏名　藤本作次郎

住所　佐賀市兵庫町大字藤木六三番地

氏名　南里　辰一

住所　福岡県三井郡太刀洗町大字今四九一番地

氏名　山浦　清野

住所　佐賀市神野町一〇八番地

氏名　内野　栄一

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、佐賀都市計画事業兵庫北土地区画整理事業の換地計画において定められたあなたの関係事項は、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

（教示）

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に佐賀県知事に審査請求することができます。

二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に兵庫北土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に兵庫北土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図の記載は省略し、佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木一五番地一、兵庫北土地区画整理組合掲示場において掲示しています。

平成二十五年八月二日

佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木一五番地一

佐賀都市計画事業兵庫北土地区画整理事業

施行者　兵庫北土地区画整理組合

代表者　理事長　野口儀次郎

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十五年五月十日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二日

新潟県新潟市中央区西堀前通二番町七一三番地竹内ビル二階

株式会社パワーズフジミ確定給付企業年金

清算人　伊津　良治

大平山ウインドシステム風力発電事業に係る対象事業廃止の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　事業者の氏名及び住所

関西風力発電株式会社

代表取締役　川上　繁幸

福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号F・Tビル五階

二　対象事業の名称、種類及び規模

大平山ウインドシステム

風力発電所設置事業

発電能力　八、〇〇〇キロワット

（二、〇〇〇キロワット風力発電機四基）

三　法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、実施予定であった対象事業を実施しないこととしましたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

平成二十五年八月二日

福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号F・Tビル五階　関西風力発電株式会社

代表取締役　川上　繁幸

第32期決算公告

平成25年8月2日

岩手県花巻市桜木町二丁目74番地3

株式会社花北

代表取締役　照井荘太郎

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	25,342
	資産合計	25,342
負債及び純資産の部	流動負債	82
	負債合計	82
	株主資本	25,260
	資本金	100
	資本剰余金	9,900
	利益剰余金	15,260
	その他利益剰余金	15,260
	（うち当期純利益）	(78)
	純資産合計	25,260
	負債・純資産合計	25,342